

番 号 : 151055

国 名 : ミャンマー

担当部署 : 農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名 : 農民参加による優良種子増殖普及システム確立計画プロジェクト (種子生産/品質管理)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 種子生産/品質管理
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2016年2月中旬から2016年2月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0. 25M/M、現地 0. 23M/M、合計 0. 48M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
3日	7日	2日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 12月24日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica. go. jp) への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/20150618.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html))

をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	種子生産に係る各種業務
対象国/類似地域	ミャンマー/全世界
語学の種類	英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : なし

## 6. 業務の背景

ミャンマーの農業セクターは、GDPの40%を占める重要な産業であり、中でもコメは全耕地の約50%を占める最も重要な作物である。とりわけ、エーヤワディ・デルタはモンスーンの降雨を利用した稲作を伝統的に行っており、コメ生産量の約30%を生産する国内随一の穀倉地帯として知られている。一方、当該地域の農家は、経済的な貧困状態から脱却できておらず、その原因として、一般農家の生産するコメの品質が低いこと等により、農家の庭先価格が低水準で推移していることが挙げられている。

コメの品質の向上には、灌漑施設や輪中堤を含む農業基盤整備や優良品種の導入、肥料や農薬の適切な投入管理等が求められるなかで、少ない費用で実行でき、一般農家にも取り入れやすい即効性の高い手段として優良種子の導入が期待されている。これまで、ミャンマー国農業灌漑省は、優良種子の普及を図るため、1990年代初頭から世銀、国際稲研究所の協力を得ながら以下のとおり、種子生産のための種子増殖フローを確立してきた。

- ① 農業灌漑省農業研究局 (Department of Agricultural Research: DAR) イエジン中央圃場で育種家種子を生産する。
- ② 原々種種子及び原種種子を全国32箇所の農業灌漑省農業局 (Department of Agriculture: DOA) の種子圃場で増殖する。
- ③ 原種種子を種子生産農家が購入・増殖し、保証種子を増殖する。

しかしながら、行政による圃場審査や種子検査が十分に実施されておらず、また、DAR、DOA並びに種子生産農家における品質管理技術が低いため、種子の品質は依然として改善されていない状況であった。更に、食用米の品質が価格に反映されず、一般農家も優良種子に関する認識が希薄であるため、保証種子が殆ど普及していなかった。

このような背景から、ミャンマー政府は、エーヤワディ・デルタにおける優良種子の増殖・普及システム強化に係る技術協力を日本政府に要請した。JICAは、2011年8月から2016年8月までの5年間の予定で、DOA種子部及び普及部、DARをカウンターパート (C/P) 機関として、技術協力プロジェクト「農民参加による優良種子増殖普及システム確立計画プロジェクト」(以下、「本プロジェクト」) を実施しており、現在長期専門家3名(プロジェクトチーム)を派遣中である。現在、エーヤワディ管区を中心に2ヶ所のDAR圃場、3ヶ所のDOA種子生産圃場及び3ヶ所のタウンシップをプロジェクトサイトとして、農業灌漑省職員に対して育種家種子、原々種種子、原種種子及び保証種子増殖技術の向上及び品質管理制度の強化や保証種子の普及指導能力強化のための技術指導を実施中である。

2014年2月に実施した中間レビュー調査では、優良種子増殖普及システムの確立のためには、種子生産の出口である保証種子の新たなマーケティング活動の重要性が指摘されたほか、DOAやDARの種子の純化や増殖に関する技術指導の継続の必要性が指摘された。プロジェクト後半では、これら種子生産過程における品質管理能力の向上と技術の定着に重点を置き指導を行っている。

2016年2月には、本プロジェクトの終了時評価を実施予定である。終了時評価では、プロジェクトの到達点と今後の課題について、プロジェクトが合同評価団員に説明を行うことが求められるが、プロジェクト成果1「DARの原々種種子と原種種子生産技術の能力を改善する」のうち、特に育種家種子の純化の程度や原々種種子生産について、プロジェクトを通じて改善した部分と、今後の改善が求められる部分とを、専門性に基づき把握・分析した上でC/Pへ指導し、かつ合同評価団員に適切に説明し理解を醸成することが求められている。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、本プロジェクト長期専門家及びC/Pと協働して、育種家種子の純化・原々種種子生産について、これまでの技術移転の活動を踏まえ、現在のプロジェクトの進捗及び成果を把握するとともに、長期専門家(種子増殖)が行っている営農指導ではなく、種子生産及び品質管理の観点から、種子生産過程、特に育種家種子の純化・原々種種子生産における課題を整理し、プロジェクトの残りの期間中の課題やプロジェクトの持続発展性確保の方策についてC/Pへの指導・助言を行い、また終了時評価団への説明を行う。

具体的な業務内容は以下のとおり。

- (1) 国内準備期間 (2016年2月中旬)
  - ① 2015年度に派遣した短期専門家(種子生産/品質管理、及び育種)業務完了報告書及び長期専門家(種子増殖)進捗報告書を基に、プロジェクト内容及びミャンマーにおける当該分野の状況を把握する。
  - ② 現地派遣期間に把握すべき事項とそのための業務の計画をワークプラン(英文)に取りまとめ、JICA農村開発部に提出する。
- (2) 現地派遣期間 (2016年2月中旬～2016年2月下旬)
  - ① ワークプラン(英文)に基づき、C/P、専門家、終了時評価団と、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について打合わせる。
  - ② 成果1に関連するDARで実施している育種家種子の純化と原々種種子生産に関して、プロジェクトの進捗状況の確認と課題の分析を行う。分析結果及び改善策を、C/P及び専門家に説明の上、C/Pによる終了時評価団への説明を支援する。
  - ③ 育種家種子の純化と原々種種子生産に関して、プロジェクト成果の持続性を担保するために必要と考えられる対応策を分析し、改善策をC/P及び専門家に説明の上、C/Pによる終了時評価団への説明を支援する。
  - ④ 成果2に関連するDOAで実施している原々種種子及び原種種子の増殖に関する技術移転、及び成果3に関連する一般農家による保証種子の増殖、品質管理制度(圃場審査及び種子検査)強化に関する活動と制度について、終了時評価団の評価案を聴取の上、必要に応じて専門的知見からC/Pによる評価団への説明を支援する。
  - ⑤ 終了時評価団と長期専門家・C/Pの間の協議に同席し、評価全般について、種子生産/品質管理の観点からC/Pによる説明を支援する。
  - ⑥ 特に上記③の観点から、現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P、専門家及びJICAミャンマー事務所に提出し報告する。
- (3) 帰国後整理期間 (2016年2月下旬)
  - ① 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、監督職員に報告する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン(英文4部: 監督職員、プロジェクト専門家、JICAミャンマー事務所、C/P機関)
 

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。
- (2) 現地業務結果報告書(英文4部: 監督職員、プロジェクト専門家、JICAミャンマー事務所、C/P機関)
 

記載項目は以下のとおり。

  - ① 業務の具体的内容
  - ② 業務の達成状況(持続発展性確保のための提言等)
- (3) 専門家業務完了報告書(和文3部: 監督職員、プロジェクト専門家、JICAミャンマー事務所)
 

記載項目は以下のとおり。

  - ① 業務の具体的内容
  - ② 業務の達成状況
  - ③ 業務実施上遭遇した課題とその対処
  - ④ プロジェクト実施上での残された課題
  - ⑤ プロジェクト目標達成及び成果の持続性を担保するための提言

現地で作成したレポートは成果品(2)及び(3)に添付すること。また、成果品の体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。  
航空経路は、成田⇒バンコク⇒ヤンゴン⇒バンコク⇒成田を標準とします。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地派遣期間は2016年2月14日～2016年2月20日を予定しています。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る専門家の構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

- ・ チーフアドバイザー（長期派遣専門家）
- ・ 種子増殖（長期派遣専門家）
- ・ 農業普及／業務調整（長期派遣専門家）

#### ③ 便宜供与内容

JICAミャンマー事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

##### ア) 空港送迎

あり

##### イ) 宿舍手配

あり

##### ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供

##### エ) 通訳備上

なし

##### オ) 現地日程のアレンジ

終了時評価団日程に合わせJICAミャンマー事務所が必要に応じアレンジします。

##### カ) 執務スペースの提供

行程としては、終了時評価団への同行が主になるため、文書作成等は、評価団と同様にホテル自室、JICA事務所分室等を利用する想定です。

### (2) 参考資料

#### ① 本業務に関する以下の資料をJICA農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム（TEL:03-5226-8461）にて配布します。

- ・ ミャンマー国 農民参加による優良種子増殖普及システム確立計画プロジェクト（種子生産/品質管理）専門家業務完了報告書
- ・ 長期専門家（種子増殖）進捗報告書（2015年3月）

#### ② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ ミャンマー国 農民参加による優良種子増殖普及システム確立計画プロジェクト 詳細計画策定調査報告書  
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000003799.html>)
- ・ ミャンマー国 農民参加による優良種子増殖普及システム確立計画プロジェクト 中間レビュー調査報告書  
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000016980.html>)

### (3) その他

#### ① 本プロジェクトにおける育種家種子の純化の程度や原々種種子生産の精度を適切に判断するためには、長期間にわたる実務経験と高度な科学的知見に基づく見極め能力が求められ

ます。育種家種子、原々種種子の生産に係る長期間の実務経験は、プロジェクトの専門家も有しておらず、また、C/PIにとっても能力の不十分な点であるため、本コンサルタントは、このような非定型的な業務を自らの専門的知識及び経験に基づき自律的に行う必要があります。

- ②業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ③現地作業期間中は安全管理に十分留意します。現地の治安状況については、JICAミャンマー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行ってください。また同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意してください。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ④本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上